

令和3年松前町告示第3号

松前町子育て援助活動利用促進補助金交付要綱を次のように公表する。

令和3年1月25日

松前町長 岡本 靖

松前町子育て援助活動利用促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松前町子育て援助活動支援事業実施要綱（令和3年1月松前町告示第2号。以下「事業要綱」という。）に基づき行われる子育て援助活動に係る育児報酬に対し町が予算の範囲内において松前町子育て援助活動利用促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、登録利用者の経済的負担を軽減し、もって子育て援助活動の利用促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童扶養手当受給家庭 児童扶養手当（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の規定により支給される手当をいう。）を受給している世帯をいう。
- (2) ダブルケア家庭 要介護認定（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定をいう。以下同じ。）を受けた者と同居し、かつ、事業要綱第2条第2項に規定する児童を養育している世帯をいう。
- (3) 低所得者家庭 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯又は市町村民税が非課税である世帯をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、事業要綱において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、子育て援助活動を利用した町内に住所を有する登録利用者であって、市町村民税所得割額が松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例施行規則（平成27年松前町規則第20号）別表に規定する階層区分A階層からD9階層までに該当する世帯に属するものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費は、補助対象者が登録サポーターに対して支払う育児報酬とし、補助金の額は、子育て援助活動を利用した時間（以下「利用時間」という。）に応じ別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付は、補助対象者が子育て援助活動を利用した月ごとに行う。

2 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、子育て援助活動を利用した月の翌月の5日（子育て援助活動を利用した月が3月の場合にあつては、同月末日）までに、子育て援助活動利用促進補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、

町長に提出しなければならない。ただし、第2号から第4号までに掲げる書類については、同じ年度内に先に行ったこの項の規定による交付申請に際し既に添付しているときは、内容に変更がない限り、添付を省略することができる。

(1) 子育て援助活動証明書（様式第2号）

(2) 児童扶養手当受給家庭に属する者にあつては、児童扶養手当証書の写し

(3) ダブルケア家庭に属する者にあつては、要介護認定を受けた者の介護保険被保険者証の写し

(4) 申請書を提出する日の属する年の1月1日に松前町に住民登録がない者にあつては、申請書を提出する日の属する年度分（申請書を提出する日が4月から6月までの間の場合にあつては、申請書を提出する日の属する年度の前年度分）の市町村民税の課税証明書

3 補助対象者は、補助金の受領を子育て援助を受けた登録サポーターに委任することができる。この場合においては、前項の交付申請書兼請求書に、同項各号の書類に加え、代理受領に係る委任状（様式第3号）を添付しなければならない。

（交付決定）

第6条 町長は、前条の規定により交付申請書兼請求書の提出があつた場合は、その内容を審査の上、適当と認めた場合は補助金の交付を決定し子育て援助活動利用促進補助金交付決定通知書（様式第4号）により、不適当と認めたときはその旨を当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

（特別補助）

第7条 第3条の規定にかかわらず、町内に住所を有する者で、松前町こんにちは赤ちゃん事業実施要綱（平成23年4月松前町告示第55号）に基づく訪問を受けたものが、訪問を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までの間にセンターの定めるお試し子育て援助活動を利用したときは、当該お試し子育て援助のうち合計3時間分に係る育児報酬に対しては、当該者を補助対象者とし、補助金を交付する。

2 前項の補助対象者に係る補助金の額は、第4条の規定にかかわらず、1回の利用時間が1時間以内の場合にあつては1,000円、1回の利用時間が1時間を超える場合にあつては1,000円に利用時間の1時間を超える時間30分ごとに500円を加算した額とする。

3 前2条の規定は、第1項の補助対象者について準用する。

（補助金の交付）

第8条 補助金の交付は、補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）の指定する金融機関等の口座に振り込むことにより行うものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 提出した書類に虚偽の記載があつたとき。

(3) その他補助金の交付について不正の行為があつたとき。

(検査等)

第10条 町長は、補助金の交付に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告若しくは説明を求めることがある。

(書類の整理及び保管)

第11条 補助事業者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象者の区分	利用時間の区分		補助金額
1 2以外の登録利用者	1回の利用時間が1時間以内の場合		500円
	1回の利用時間が1時間を超える場合		500円に、利用時間の1時間を超える時間30分ごとに250円を加算した額
2 次に掲げる家庭に属する登録利用者 (1) 児童扶養手当受給家庭 (2) ダブルケア家庭 (3) 低所得者家庭	1月の利用時間が10時間に達するまで	1回の利用時間が1時間以内の場合	1,000円
		1回の利用時間が1時間を超える場合	1,000円に、利用時間の1時間を超える時間30分ごとに500円を加算した額
	1月の利用時間が10時間に達した後	1回の利用時間が1時間以内の場合	500円
		1回の利用時間が1時間を超える場合	500円に、利用時間の1時間を超える時間30分ごとに250円を加算した額

備考

1回の子育て援助活動の利用において、1人の登録サポーターから同時に2人以上の子どもの子育て援助を受けた場合における補助金の額は、2人目以降の子ども1人につき補助金額の欄に掲げる金額の2分の1の額を加算する。